

ハラスメント相談の案内

—本学で学ぶすべての学生の皆さんへ—

1 ハラスメントの防止と対策

大学におけるハラスメント行為は、大学で学ぶ人や働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為です。このような行為は、個人の成長や能力を十分に発揮することを妨げるとともに、大学内の環境や秩序の乱れを招き、教育・研究活動に支障を来すことにつながるため、未然防止が特に重要です。

こうした認識の下に、関西外国語大学および関西外国語大学短期大学部は、「セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する規程」（以下「規程」という）を制定することにより、その防止と排除に努めるとともに、発生した場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めています。

この案内は、上記の規程を踏まえ、ハラスメント行為に関する正しい認識を醸成することに加え、学生の皆さんがハラスメントの被害にあった場合やそれを目撃した場合に、どのような具体的対応を取る必要があるかを明確にするため作成しました。

本学で学ぶすべての学生の皆さんが、公正・安全で快適な環境のもとで学び続けられるよう、この案内をご活用ください。

2 ハラスメントとは

本学は、ハラスメントに関して、規程第 2 条で①セクシュアル・ハラスメント、②アカデミック・ハラスメント、③ジェンダー・ハラスメント、④その他のハラスメントの4つに区分して定義しています。

なお、④その他のハラスメントには、パワー・ハラスメントやモラル・ハラスメントと呼ばれるもの等が含まれますが、①から④までのハラスメント行為は、それぞれ境界が明確に区分されるものではなく、複合しているものもあります。

以下に、本学が規程第 2 条で定めているハラスメントの定義とその典型的な事例を記載しておきます。

①セクシュアル・ハラスメント

他の者の意に反する性的な言動であって、他の者に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

【例えば】

- ・不必要に身体に接触したり、異常に接近したりする。
- ・相手の意に反して、しつこくメールや電話等で飲食やデートに誘う。
- ・性的な内容のからかいをしたり、発言をして不快にさせる。
- ・性自認や性的指向をからかったり、人格を認めない呼び方や侮蔑的な発言をする。
- ・ヌードポスターを掲示して苦痛を感じさせたり、卑猥な画像や映像を見せたりする。
- ・性的な要求を拒まれたことから相手に不利益を与える。

②アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位または権力を利用して、他の者に不快感その他の不利益を与える言動をいう。

【例えば】

- ・学生が求めても、不当に教育・研究上の指導をしない。
- ・指導している学生の研究成果を不適切なかたちで指導者が用いる。
- ・成績評価や卒業判定等の権限を有していることで相手を脅したりする。

③ジェンダー・ハラスメント

性別による差別意識に基づく言動であって、他の者に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

【例えば】

- ・飲食の場などでお酌を強要したり、後片付けを押しついたりする。
- ・女性あるいは男性という性を一般化して、それに対する軽蔑的な発言をする。
- ・社会的・文化的につくられた男らしさや女らしさを押しつける。

④その他のハラスメント（パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、いじめなど）

①から③以外の不適切な言動であって、他の者に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

【例えば】

- ・個人の能力や性格について、人格を傷つける不適切な発言をする。
- ・相手に対する優越的な地位や権限を利用して私的活動等に参加・協力させる。
- ・仲間はずれや無視など、正当なコミュニケーションを阻害する。

3 ハラスメントの被害を受けた、または目撃した場合

ハラスメントの被害を受けたときには、決して一人で悩まないで、下の相談窓口にご相談しましょう。また、あなたが直接の被害を受けていなくても、ハラスメント行為を目撃した場合は、相談窓口へ通報してください。

いずれの場合も、事態を我慢したり、静観したりしていても問題の解決につながることは決してありません。少しでも早いタイミングで適切な措置を取ることが重要ですので、勇気をもって第一歩を踏み出してください。

- ・相談の対象となる事象は、その発生が学内であるか、学外であるかを問いません。
- ・相談した内容はもちろん、相談者のプライバシーや秘密は厳守されます。
- ・相談したことで、相談者や相談を援助してくれた人が不利益を受けることはありません。

ハラスメントの被害を受けたと感じたときは、できるだけはっきりと相手に伝えましょう。また、不快な場面を目撃したらすぐに注意しましょう。ただ、伝えられないこともあるかも知れませんが、そのことをもって自分を責める必要はありません。また、ハラスメントの被害を受けたと感じたとき、あるいはそうした事態を目撃したときは、日時や場所、内容などを記録しておくとともに、手紙やメール、携帯の通話履歴等、事実を証明するものを保存しておいてください。

なお、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を通じて個人情報等を不用意に流出・拡散させる行為やストーカー行為など、ハラスメントと同じく公正で安全・快適な学生生活を脅かす行為についても同様です。

4 ハラスメント相談窓口と対応の流れ

本学は、ハラスメントの被害に関する相談を受けるため、規程第4条に基づき相談窓口および相談員を設置しています。相談の申し込みは、直接相談窓口へ行くこともできますし、メールまたは電話で事前に予約することもできます。

【相談窓口・相談員】

学生の場合	学生相談室 学生部 学生部委員（教員）
外国人留学生の場合	国際交流部

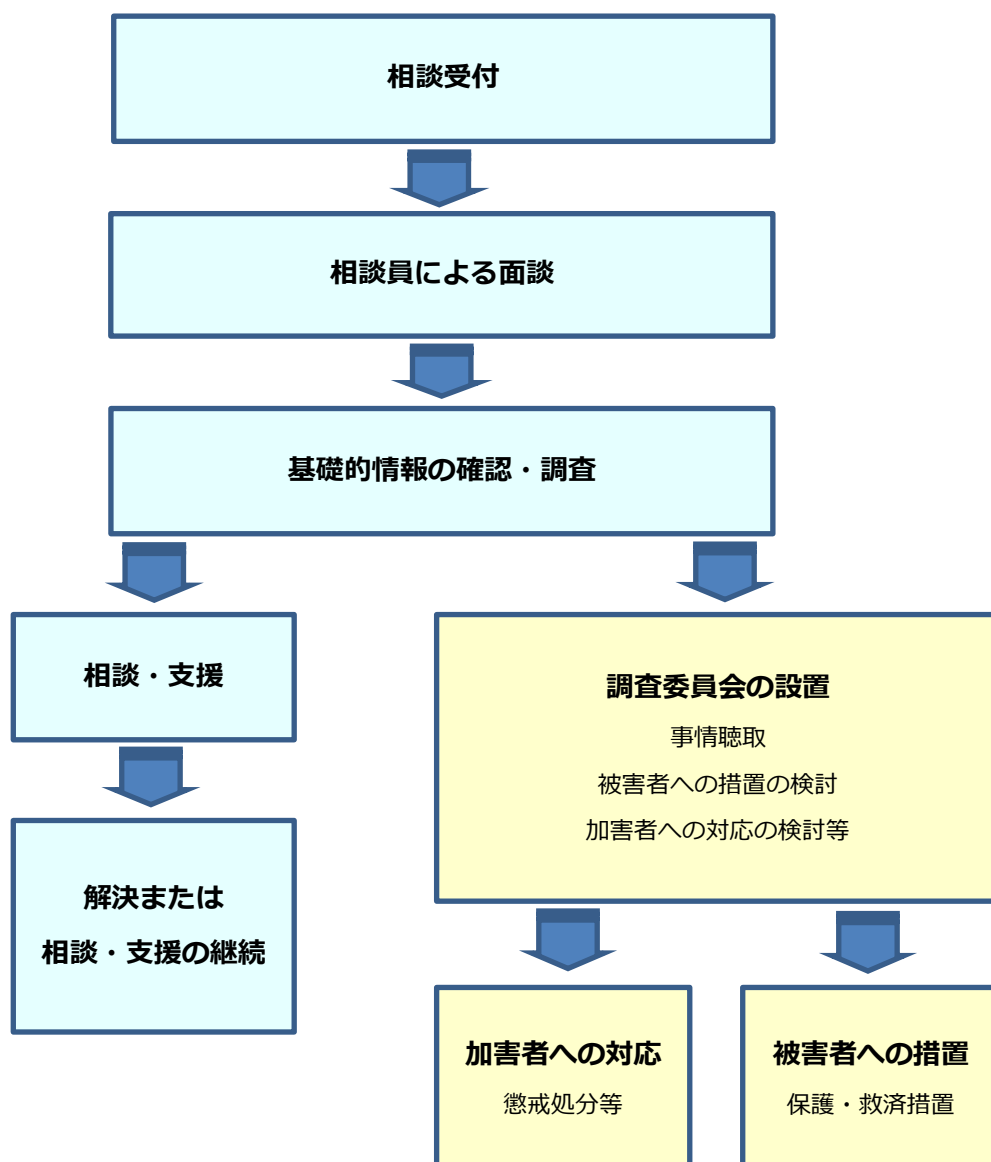
相談受付に関する具体的な窓口、時間、担当等は「5. 学生相談室と相談体制」に記載していますので参照してください。なお、学部の所属にかかわらず中宮キャンパスおよび御殿山キャンパス・グローバルタウンのいずれでも、相談受付および相談が可能です。

それぞれの窓口で相談を受けた相談員は、相談内容を真摯に聞いた上で、相談者の立場に寄り添って対応策を一緒に考えます。

また、必要に応じて規程第 5 条に定める調査委員会を設置し、事実関係の迅速な調査とともに、被害を受けた相談者への救済措置等を検討し、決定します。

なお、相談員に伝えた相談内容については、相談者の了解を得ることなく教職員や他の学生に伝えることはありません。

【相談の流れと対応】



5 学生相談室と相談体制

【学生相談室】◆メール・アドレス : gakuso@kansai.ac.jp (両キャンパス共通)

中宮キャンパス	1号館1階	月～金曜日	10:30～18:30
電話 : 072-805-2801		土曜日	12:30～16:30
(内線) 2111	◆相談員		
	渡邊 登至明	教員/臨床心理士・公認心理師	
	藤村 江利子	臨床心理士・公認心理師	
	中村 美紀	心理臨床カウンセラー	
御殿山キャンパス・ グローバルタウン	GLOBAL COMMONS 「結」-YUI-0階	月・水・金曜日	12:30～18:30
電話 : 072-805-2701	◆相談員		
(内線) 1031	田中 和輝	臨床心理士・公認心理師	
	船越 健成	臨床心理士・公認心理師	
	小池 杏奈	臨床心理士・公認心理師	

【学生部委員 (教員)】

学生部長

太田 和男	大学
白井 良昌	大学
藤林 富郎	短期大学部

学生部副部長

北尾 信夫	大学
-------	----

委員

村上 明子	英語キャリア学部	相原 里美	英語国際学部
山本 泰明	〃	大谷 泰斗	〃
池田 遊魚	外国語学部	未永 叔子	〃
魚住 真司	〃	吉田 泰謙	〃
内田 智裕	〃	趙 嵐	〃
梶田 純子	〃	堅田 利明	短期大学部
佐藤 恭子	〃	相良 博昭	〃
袖川 裕美	〃	菅澤 崇	〃
永江 久美子	〃	西川 学	〃
ゴースト・ライター	〃	沼田 晃一	〃
ハスター・ジエリ・T	〃		

【学生部】 ◆メール・アドレス : gakusei@kansai.ac.jp (両キャンパス共通)

中宮キャンパス 本館 2 階
電話 : 072-805-2813

月曜日~金曜日 9:00~17:00

御殿山キャンパス・
グローバルタウン OFFICE 1 階
電話 : 072-805-2701

土曜日 9:00~16:00

※学生部の職員が相談に当たります。また、学生相談室の相談員や学生部委員との面談を希望される場合は、その連絡や調整を行いますので、気軽に申し出てください。

【国際交流部】 ◆メール・アドレス : inquiry@kansai.ac.jp (両キャンパス共通)

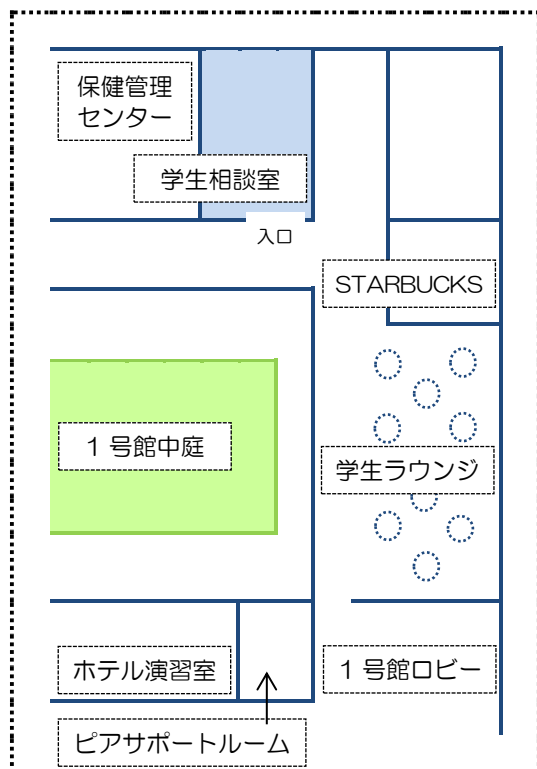
中宮キャンパス 3 号館 1 階
電話 : 072-805-2831

月曜日~金曜日 9:00~17:00

土曜日 9:00~16:00

【学生相談室位置図】

中宮キャンパス



御殿山キャンパス・グローバルタウン

